

【二宮町】記者発表資料

発表日	令和6年4月12日（金）
担当	教育部 教育総務課長 田嶋卓司
連絡先	教育総務課 0463-75-9261

二宮町立中学校における小学校児童指導要録抄本等の誤廃棄について

このたび、二宮町立中学校において、1名分の小学校児童指導要録抄本及び児童生徒健康診断票を誤廃棄したことを報告します。

記

1. 概要

(1) 発生の経過

令和6年3月27日（水）に、学級担任が、新年度に向けて新たなクラスの名簿を作成するため、所定の保管場所ではない当該学級担任の机の鍵付きの引き出しから取り出して使用し、使用后、同じ場所に戻し施錠しました。

令和6年4月3日（水）15時頃に、年度末における書類の整理や廃棄をしていく中で、当該生徒の小学校児童指導要録抄本及び児童生徒健康診断票が見当たらないことに気づき、他の書類とともに廃棄してしまったのではないかと思い、校内を全職員で検索したものの、見つからなかったため、他の書類とともに誤廃棄したものと判断しました。

(2) 記載の項目

小学校児童指導要録抄本：「生徒の氏名、住所、生年月日、小学校6学年の学習記録」

児童生徒健康診断票：「生徒の氏名、性別、生年月日、小学校1年生から小学校6年生までの健康診断結果」

2. 事故発生後の経過

- 4月3日（水）以降、全職員で継続的に検索を行いましたが、発見できませんでした。
- 4月8日（月）に誤廃棄したものと判断し、学校長及び当該学級担任が生徒の保護者に面会し、謝罪と経過説明を行いました。
- なお、現時点で、本件に関わる外部への個人情報の流出は確認されておりません。
- また、本件については、個人情報の保護に関する法律に基づき、国の個人情報保護委員会への報告を行いました。

3. 事故の発生原因

本件は、当該書類を使用後に直ちに所定の保管場所に保管しなかったこと及び廃棄書類の事前確認不足により発生したものです。

4. 今後の再発防止策

学校長及び当該学級担任に対し、個人情報に記載された文書の所定の場所への保管と返却確認を複数人で行うこと、廃棄前の確認について教職員に徹底するよう指導し、再発防止に努めてまいります。